

会計年度任用職員の募集について

令和 8 年度に任用する会計年度任用職員を以下の通り募集します。

職種、業務内容については、別紙の募集一覧表をご覧ください。

申込期間

令和 8 年 2 月 13 日（金）まで
持参の場合は平日 8 時 30 分から 17 時 15 分まで
郵送の場合は当日必着
提出先 〒297-0298 長生郡長柄町桜谷 712
長柄町役場総務課 庶務秘書係

応募書類

- ・会計年度任用職員登録申請書
登録申請書の指定位置に申込番号と職種を記入してください。

選考方法

書類審査・個人面接を行います。

選考日程

2 月中旬から 2 月下旬
面接日については改めてご連絡します。

合否の決定

面接試験後、文書にて合否の決定通知をお送りします。合格した場合、「会計年度任用職員候補者名簿」に登録されます。

名簿登録後の流れ

「会計年度任用職員候補者名簿」の登録者の中から、各担当部署において試験時の成績等を考慮して、任用する人を選定し、その後必要書類等のご案内をします。なお、登録がされた場合でも、採用人数や勤務条件等との兼ね合いから、必ず採用されるとは限りませんので、ご了承ください。

給料・報酬・勤務時間

募集一覧表に記載のとおり
時間外勤務、土日祝日勤務もあり。（正規職員と同様）

手当

通勤手当、時間外手当、地域手当のほか、期末手当、勤勉手当が支給されます。
期末手当、勤勉手当が支給される方は、年度内に任期が 6 月以上あり、1 週間あたりの勤務時間が 15 時間 30 分以上の方です。

休暇

年次休暇（在職年数、所定勤務日数、勤務時間に応じて付与。初年度最大 10 日）

特別休暇（結婚、忌引、夏季休暇、公民権行使、官公署出頭、災害等による出勤困難等は有給）

社会保険

次の条件をすべて満たす場合に、健康保険及び厚生年金保険が適用となります。

- ・1 週間あたりの所定勤務時間が 20 時間以上であること。
- ・給与・報酬の月額が 8.8 万円以上であること
- ・任用期間が 2 ヶ月以上見込まれること
- ・学生でないこと

雇用保険

次の条件をすべて満たす場合に、雇用保険が適用となります。

- ・1 週間あたりの所定勤務時間が 20 時間以上であること
 - ・31 日以上継続して任用される見込みであること
 - ・学生でないこと
- フルタイム会計年度任用職員は、任用開始から継続して 6 ヶ月を超えた場合退職手当の支給対象となるため、雇用保険が非適用となります。

その他

- ・今回の募集は令和 8 年 4 月任用分で、5 月以降の任用分は随時募集します。
- ・パートタイムの場合は、本人希望記入欄に希望する 1 日の勤務時間及び 1 週間の勤務日数、勤務曜日、時間帯等を記入してください。
- ・災害などの非常時には、通常業務以外の業務に従事していただくことがあります。
- ・この募集は、令和 8 年度予算が長柄町議会において議決されることを停止条件とします。予算の議決がなされない時は、選考に合格していても採用されないことがあります。